

『個人情報保護方針書』

訪問看護リハビリステーション リライフ

- ① 事業の内容及び規模を考慮した適切な個人情報の取扱いに関する事
- ② 個人情報の保護に関する法律を遵守すること
- ③ 個人情報の安全管理措置に関する事

(ア)取得する個人情報の利用目的

すべての利用目的を列記するのではなく、事業内容を勘案して顧客の種類ごとに利用目的を限定して示すなど、事業内容の特性、規模及び実態に応じ、本人にとって利用目的がより明確になるようにすることが望ましい。

(イ)＜個人データの取扱いの委託を行う場合＞（法第 22 条関係）

事業内容の特性、規模及び実態に応じ委託処理の透明化を進めることを盛り込むことが望ましい。

- ・ 個人データの委託を行うこと
- ・ 委託する事務の内容

(ウ)＜本人の同意なく第三者提供する場合＞

- ・ 利用目的に第三者提供が含まれていること
- ・ 第三者に提供される個人データの項目
- ・ 第三者への提供の手段又は方法
- ・ 本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること

(エ)＜共同利用する場合＞（法第 23 条第 4 項及び第 5 項）

- ・ 特定の者との間で共同利用すること
- ・ 共同して利用される個人データの項目
- ・ 共同利用の範囲
- ・ 共同して利用する者の利用目的
- ・ 共同して利用する者のうち、個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

(オ)以下の保有個人データに関する事

個人情報の取得元又は取得方法(取得源の種類等)を可能な限り具体的に明記したり、本人から求めがあった場合にはダイレクトメールの発送停止等自主的に利用停止に応じたりするなど、事業活動の特性、規模、実態を考慮して、本人からの求めに対応していくことを盛り込むことが望ましい。

- ・ 自己の氏名又は名称
- ・ すべての保有個人データの利用目的
- ・ 「開示等の求め」に応じる手続き
- ・ 保有個人データの利用目的の通知及び開示に係る手数料の額(定めた場合に限る)
- ・ 苦情の申出先

(認定個人情報保護団体の対象事業者*である場合には当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情解決の申出先も含む)

(カ)開示等の求めに応じる手続きに関すること

- ・申請書の様式(定めた場合に限る)　　・受け付ける方法(定めた場合に限る)
- ・保有個人データの特定に資する情報の提供

(キ)問い合わせ及び苦情の受付窓口に関すること

*「認定個人情報保護団体の対象事業者」とは、認定個人情報保護団体の構成員である個人情報取扱事業者(傘下企業)、又は団体が苦情処理等の業務を行うことについて当該団体と契約関係等にある事業者

平成28年1月1日作成